

令和7年9月3日

建築士 各位

青森県県土整備部建築住宅課長

建築士を対象とする講習の指定について

（一社）青森県建築士事務所協会が令和7年11月7日に開催する「建築士事務所の管理講習会」は、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、青森県建築士を対象とする講習の指定に関する要綱（昭和61年12月3日制定）に基づき、知事が指定した講習です。

建築士法（昭和25年法律第202号）第22条では、「建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」と規定されております。

建築士事務所の管理建築士又は建築士事務所に所属する建築士におかれましては、当該講習の受講により必要な知識及び技能の維持向上に努めるようお願いいたします。

なお、建築士事務所登録の更新にあたり、当該指定講習を受講した場合には受講証明書の写しを添付していただくようお願いいたします。